

国際大会激励費交付規程

(趣旨)

第1条 国際大会に日本代表として盛岡市縁の選手が出場することは、市民の誇りであり、後に続く選手たちの刺激となる。もって、出場選手を激励することを通じて、市民のスポーツに対する興味の喚起、意識高揚と競技スポーツの発展に資することを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 交付対象となる国際大会は、次の各号に掲げる大会とし、親善、交歓を主目的とする大会は対象外とする。

- (1) オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会
- (2) 種目別世界選手権大会 国際競技連盟、国際パラリンピック委員会が主催する国・地域や年齢に制限・区分などが無い大会。
- (3) その他国際大会 国際競技連盟、国際パラリンピック委員会が主催する国・地域や年齢に制限・区分がある大会、年間シリーズ戦の大会および、国際大学スポーツ連盟主催のユニバーシアード大会。
- (4) その他会長が特に認める大会

(交付対象者)

第3条 激励費の交付対象者は、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会出場選手及び(公財)日本スポーツ協会加盟中央競技団体、(公財)日本パラスポーツ協会(同協会加盟競技団体を含む)が日本代表として派遣する選手のうち、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 盛岡市内に現住所を有する者
- (2) 盛岡市内に勤務し、若しくは通学する者
- (3) 盛岡市内にその競技の活動拠点を有する者若しくは加盟競技団体に所属している者
- (4) 盛岡市内に帰省先を有する者
- (5) 前各号に定める者のほか、会長が特に認める者

(交付額)

第4条 激励費の交付額は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会 | 200,000円 |
| (2) 種目別世界選手権大会 | 100,000円 |
| (3) その他国際大会 | 50,000円 |
| (4) その他会長が特に認める大会 | 20,000円 |

2 前項第1号の激励費については、同一年度内に同一交付対象者が、前項第2号から第4号の激励費の交付を受けているか否かに関わらず、交付する。

3 第1項第2号、第3号および第4号の激励費については、同一年度内、同一交付対象者につき、合計で100,000円を上限額とする。

4 盛岡市スポーツ協会加盟団体または盛岡市スポーツ少年団登録単位団以外からの交付申請(個人申請を含む)については、第1項に規定する交付額、第3項に規定する上限額ともに、半額とする。

(交付の申請)

第5条 激励費の交付を受けようとする者は、大会開始前までに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 国際大会激励費交付申請書(様式第1号)
- (2) 国際大会激励費請求書(様式第2号)
- (3) 大会開催要項又はこれに準ずる書類
- (4) 大会に出場することを確認することができる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 前条に規定する書類の提出があった場合には、その内容を審査の上、適正と認められるときは激励費交付の決定を行い、国際大会激励費交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知

するものとする。

(実績報告)

第7条 激励費の交付を受けた者は、大会終了後速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 国際大会出場報告書(様式第4号)
- (2) 大会に出場したこと及びその成績を確認することができる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付の取消等)

第8条 会長は、激励費の交付の決定または激励費の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励費の交付の決定を取り消しあるいは返還を求めることができる。

- (1) 交付対象大会が中止されたとき
- (2) 交付対象者が大会への出場を辞退し、又は取り消されたとき
- (3) 誤りや偽り、その他不正な手段により激励費の交付を受けたとき

(事業の実施期間)

第9条 この規程の適用期間は、令和8年3月31日までとする。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。